

別 添

本工事に適用される要領等にかかる特記事項

本工事は、「群馬県土木工事標準仕様書」の他、以下の要領等の対象工事である。
受注者は、以下の要領等を遵守すること。

なお、各要領等は「群馬県県土整備部基準通知システム」に掲載しているので確認すること。

基準通知システムの HP アドレス：

<https://kendo-gunma.viewer.kintoneapp.com/public/7fb9a4c6c64dd918b03b885c3d4670af87fe1dd0be350dba2ba4dc1906a7bc27>

【以下に掲載すれば、特記仕様書の添付を省略可】

- 技術基準（週休 2 日制現場の実施要領の一部改定）について
(令和 7 年 1 0 月 1 日適用)
- 技術基準（群馬県県土整備部発注工事における I C T 活用工事実施要領の改定）
について
(令和 7 年 1 0 月 1 日適用)
- ~~●技術基準（【群馬県版】小規模 I C T 活用工事の実施要領の改定）について
(令和 6 年 1 0 月 1 日適用)~~
- 技術基準（建設現場における Web 監督（遠隔臨場）実施要領の一部改定）につ
いて
(令和 5 年 4 月 1 日適用)
- 技術基準（群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドラインの改訂）
について
(令和 6 年 1 0 月 1 日適用)
- ~~●積算基準（建設現場に設置する「快適トイレ」の費用の積算方法の一部改定）に
ついて
(令和 5 年 5 月 1 日適用)~~
- ~~●技術基準（県管理河川における出水期間中の工事施工の取扱いの一部改定）につ
いて
(令和 6 年 4 月 1 日適用)~~
- ~~●技術基準（群馬県街路樹ガイドラインの策定）について
(平成 3 1 年 4 月 1 日適用)~~

●技術基準（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領の一部改定）
について（令和6年4月1日適用）

●~~技術基準（建退共掛金の電子申請方式における試行要領の一部改定）について~~
~~（令和7年10月1日適用）~~

【留意事項】

ここに掲載されている他にも、要領等で特記仕様書を添付するよう定めている基準類があれば、本特記事項に追記することで設計図書に特記仕様書の添付を省略できるものとする。